
制度についての 理解を深め活用する!!

平成28年の薬機法の改訂と調剤報酬改定
かかりつけ薬剤師・おくすり手帳・健康サポート薬局



医療提供施設（医療法第1条の2）

医療は国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分尊重し、

病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」、医療を受ける者の居宅等において、

医療提供施設の機能（以下「医療機能」という）に応じ、効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

背景： 医薬分業率が50%を超えたからです。外来を訪れる患者の半数以上が薬局で薬を受け取る時代になった。薬の提供を通じて地域医療に十分貢献する環境の変化から、今回医療提供施設に位置づけられることが理解された。医療提供施設に位置づけられることは何を意味するか。これは地域医療に貢献する責任を持つことになり、医療人たる姿勢をきちんと示す、地域医療に貢献することが重要

在宅では、医師の定期的な診察・指導を受けながら、医療スタッフ、ご本人、家族の協力のもと下記のような医療を行います。

病院同様多くの場面で薬剤師が関わるすることができます。

- ① 在宅酸素療法(HOT)
- ② 呼吸管理(気管内にカニューレを挿入する場合は、定期的なカニューレ交換も行います)
- ③ 自己注射(インスリンなどの自己注射の指導も行います)
- ④ 経管栄養
- ⑤ 導尿、留置カテーテル
- ⑥ 緩和ケア(疼痛コントロール)
- ⑦ 腹膜透析
- ⑧ ネブライザー
- ⑨ 褥瘡防止のための医療管理
- ⑩ そのほか

保 険 薬 局

在宅調剤施設基準許可を受けた保険薬局

薬剤師が、処方されておくすりの有効性と安全性を考えて、在宅で服薬上の指導や安全性上の管理を行います。

<p>処方箋に基づいた調剤 処方箋をみて、調剤します。 時には、医師に相談し、患者様に飲みやすい剤型などに変更することもあります。</p>	<p>麻薬 の調剤 緩和ケアなどに対応した調剤と服薬指導、麻薬の管理などを行います。</p>
<p>一包化 1回に飲むおくすりが多いときや、飲み忘れが多いときには医師に相談して一包化の調剤を行います。</p>	<p>高度医療機器 自己血糖測定器、血圧計などを販売することもできます。</p>
<p>配薬 お薬カレンダーやお薬手帳を活用したり、薬の置く場所・保管方法を工夫して、アドバイスを行います。看護師さんと連携することも重要な役割です。</p>	<p>介護用品(すべての薬局で可能) 排泄や介護に関わる介護用品等の物販・配送を行います。</p>
<p>本人・ご家族への説明や質問への対応 お薬についての説明をご本人や家族に行うと同時に質問にも対応します。 ヘルパーさんからの急な質問にも対応します。</p>	<p>無菌調剤 設備が整った薬局では無菌調剤も行います。</p>

在宅療養における専門職間協働 (IPW: *interprofessional work*)

IPE (Interprofessional Education) (専門職連携教育)

世界保健機関(WHO)は1988年に
「健康のために協働していくには共に学ぶことが重要である」
と報告し、その中で「共に学ぶことにより、医療職者の態度の変化、
共通した価値感の確立、チームの編成、問題の解決、ニーズへの
対応、実践の変化、専門職の変化が期待される」としています。
これを、踏まえて、欧米ではIPW教育を推進しています。

地域包括ケアの目指すもの = 「地域生活の継続」

地域包括ケア... 介護総合確保促進法第2条...

自助・共助・
自費

公助

介護保険サービス
(ケアプラン)
(居宅療養)
居宅療養指導

公助

医療保険サービス
(在宅医療)
在宅訪問薬剤指導

権利擁護

後見人
あんしん台東
生活支援員

そのためには
○ 日常... が完
○ 個... 習
○ 多... ム
○ 一人一人... した長期継続... できる
= 地域における「制度横断的なサービスマネジメント体制の再構築」

薬機法

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

(医薬関係者の責務)

第一条の五 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者(動物への使用にあつては、その所有者又は管理者。第六十八条の四、第六十八条の七第三項及び第四項、第六十八条の二十一並びに第六十八条の二十二第三項及び第四項において同じ。)及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

(国民の役割)

第一条の六 国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。

薬剤師法（第1条）

薬剤師は、
調剤、医薬品の供給、その他薬事衛生
をつかさどることによって、
公衆衛生の向上及び増進に寄与し、
もって 国民の健康な生活を確保する
ものとする。

薬剤師の義務

疑義照会（薬剤師法第24条）

→薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師・歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤をしてはならない。

処方医（又は患者）への疑義照会は、処方内容の変更の有無に関わらず、照会内容と回答内容を、処方箋（備考欄または処方欄の以下余白部分）および調剤録に記入することが義務付けられている。（処方箋の裏に調剤録を印字する場合はどちらか一方でよい）（薬剤師法施行規則16条）

- 日時（○月○日○時○分）
- 医療機関側の回答者の名前（応対した人の名前）（○○病院のDr○○）
- 照会の方法 •照会内容
- 回答内容
- 照会した薬剤師の名前（フルネーム印鑑）

薬剤師の義務(改正薬剤師法)H26.6.12施行

情報の提供の義務(薬剤師法第25条の2)

→調剤した薬剤の適正使用のために必要な情報を提供しなければならない。(施行前の条文)

第二十五条の二の見出しを「(情報の提供及び指導)」に改め、同条中「薬剤師は」の下に「、調剤した薬剤の適正な使用のため」を加え、「調剤した薬剤の適正な使用のために」を削り、「提供しなければ」を「提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければ」に改める。



第二十五条の二(情報の提供及び指導)

薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

処方箋~調剤~服薬指導の流れ

処方せん



【調剤前の問診】

- ① 体質・アレルギー
- ② 患者・家族からの相談事項の有無
- ③ 服薬状況
- ④ 残薬の状況確認
- ⑤ 服薬中の体調変化
- ⑥ 併用薬等
- ⑦ 合併症・既往歴等
- ⑧ 他科受診の有無
- ⑨ 副作用が疑われる症状の有無
- ⑩ 飲食物情報等
- ⑪ 後発医薬品の使用に関する患者の意向

記載事項

被保険者証の記号・番号

保険者の番号

患者の氏名・年齢

患者の住所

薬品名、分量、用法

用量(投与日数)

処方せんの発行年月日

処方せんの使用期間

麻薬の使用者の免許証番号

医師の氏名の記名・押印または署名

病院所在地・名称・印

処方せん監査

疑義照会

調剤



調剤監査

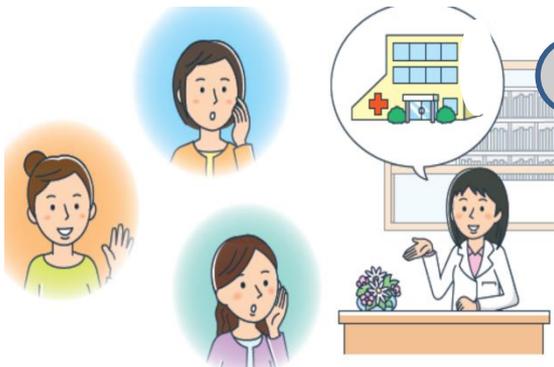
入力



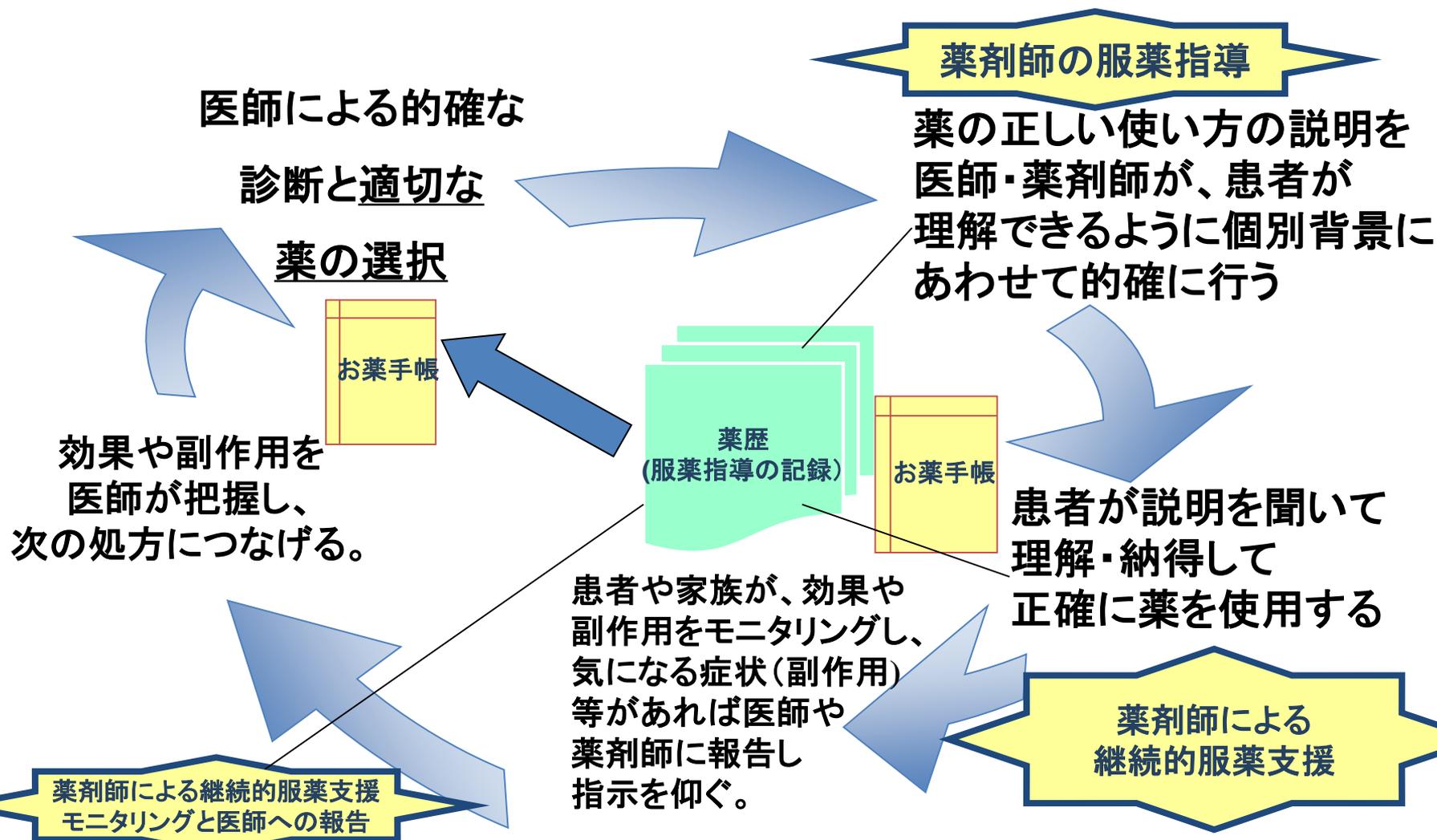
調剤録監査

調剤・調剤録監査

服薬指導



“医薬品の適正使用”と“服薬指導-薬歴-おくすり手帳”の役割 おくすりと安全に有用に適正に使用してゆくためのサイクル



お薬手帳を活用しましょう

〈 病院・薬局受診時に忘れていませんか？ 〉

医師・薬剤師は

- 今どんな薬を飲んでいるのか
- どのくらいの期間飲んでいるのか
- 副作用・アレルギーは過去にないか

などを確認しています



〈 何冊もお薬手帳を持っていませんか？ 〉

- 手帳では他の病院から処方されているお薬との飲み合わせを見ている



手帳は1冊にまとめましょう

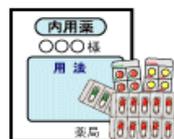


「お薬手帳」は、患者さま・医師・薬剤師を繋ぐ大切な医療情報です

お薬手帳ってどんなもの？

〈 こんな時に薬に立ちます 〉

- 地震など天災の時
- 旅行先で普段飲んでいるお薬を忘れた時や病気にかかった時
- 救急など緊急で病院にかかった時
- 普段かかっている病院と違う病院にかかった時



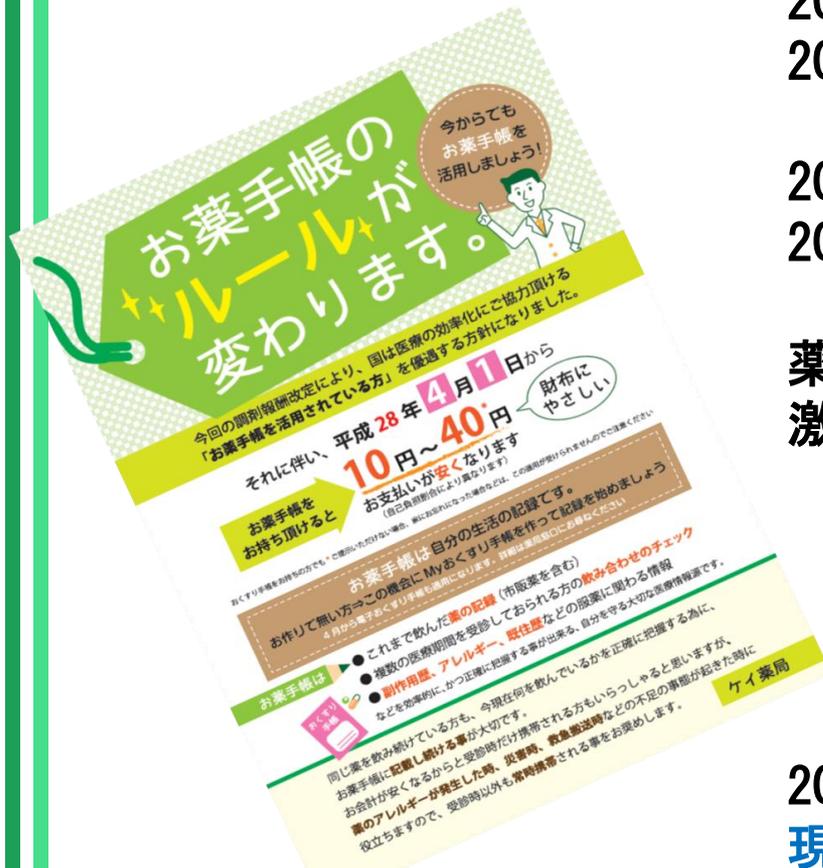
〈 医師・歯科医師・薬剤師はお薬手帳のこんなところを見ている 〉

- 処方されるお薬で過去に副作用やアレルギーはないか？
- 処方をする際に今飲んでいるお薬の影響はないか？
- どのくらいの期間お薬を飲んでいるのか？
- 他医院でのお薬との飲み合わせは大丈夫か？



処方されたお薬の記録は、薬剤師が責任を持って「おくすり手帳」記載いたします。お薬の種類が変わった時、用法・用量が変わった時、医師に伝えたいことなど服薬指導の際にメモと一緒に書き込むことができます。かかりつけの医師に、次の診察時に「おくすり手帳」をみてもらうことで伝えたいことがスムーズに伝わります。一般用医薬品購入時にも薬剤師が記載をお手伝いします。処方されたお薬の「お薬手帳」記載は、費用がかかります。自費の場合を除いて保険適応です。詳しいことは、薬剤師にご相談ください。

【薬局・薬剤師の激変する環境】



2007年 調剤を実施する薬局＝医療提供施設に
2014年 改正薬事法 情報の提供のあり方

2016年2月発出された薬機法施行規則
2016年4月の調剤報酬改定

薬局・薬剤師の環境は、
激震が走るほど大きく変化した。
かかりつけ薬剤師制度
お薬手帳の責任所在
お薬手帳の説明責任

健康サポート薬局制度の発足

2016年10月3日スタート

2018年の医療介護一体改革

現行の基準調剤加算に代わり、夜間・休日対応
など、地域支援に貢献する薬局の体制を評価する
「地域支援体制加算」を新設

2025年に向けて、薬局のあるべき姿に向かって、薬局の本格的な評価体制が、始まった

かかりつけ薬剤師・薬局の 地域での役割について

～かかりつけ 薬剤師・薬局の地域 での役割について～

担当薬剤師をきめて
服薬情報の**一元的な把握**と
それに基づく**薬学的管理・指導**
をいたします!



ケイ薬局では、
担当薬剤師(かかりつけ薬剤師)
制度を導入いたします

患者様(お客様)と担当薬剤師でおくすり手帳を、
連絡記録ノートとして活用できるよう一緒に記載してゆきます。

- 1 体調を崩したときや病気の治療などのときの、からだの変化などについて、おくすり手帳に書いてゆきましょう。
- 2 おくすり(処方箋、ドラッグストアなどで購入したもの)の記録と一緒に書いてゆきましょう。
- 3 サプリメント・健康食品の記録も書き込みましょう。
- 4 患者様(お客様)が自ら健康管理や、病気の予防、病気が悪くならないよう個人ごとに担当をきめてアドバイスいたします。
- 5 他の医療機関・薬局で調剤をしてもらった場合もケイ薬局にシールかメモをお持ちください。一緒に情報を書き込みます。
- 6 夜間休日でも相談は随時受け付けます。(夜間休日は薬局長宮原富士子が24時間電話をお願いします)
- 7 健康診断、介護、病院選び健康づくりなど様々な相談をお受けします。
- 8 個人向け、団体向けなどの健康講座も行います。(かかりつけ患者様の場合)



ケイ薬局 〒111-0032 東京都台東区浅草 3-4-1 TEL:03-3876-1506 (24時間相談対応) FAX:03-3876-7356

かかりつけ 薬剤師



はじまります!

✓入院したとき…

かかりつけ薬剤師が、お飲みのお薬などについて、病院の医師や薬剤師と直接連絡を取ることができます。



✓旅先で急病になったとき、
✓薬を忘れたとき…

かかりつけ薬剤師が、いつでも電話などでご相談にのります。また、受診先の病院の医師や薬剤師と直接おはなしすることができます。



✓小さいお子さんのいるお母さんへ…

お子さんが大きくなっても、ずっと同じ薬剤師からお薬をもらったり、いつでもご相談にのったりすることができます。

✓災害が起こったとき…

かかりつけ薬剤師が、安否確認をいたします。

- お薬のことだけではなく、**食事についても**ご相談にのれます。
- また、家族が**介護施設に入所したり**、
- **介護サービス(デイサービス・ショートステイなど)を受ける際は**、
- **直接施設職員や担当者と、連絡を取り合うことも**できます。

ケイ薬局 〒111-0032 東京都台東区浅草 3-4-1 TEL:03-3876-1506 (24時間相談対応) FAX:03-3876-7356

健康サポート薬局を基盤とした地域包括的健康機能の充実

一方通行な情報の氾濫



私の症状
いったいどうなってるの？

どの情報が正しいの？

私はどこに行けばいいの？

情報の氾濫は、一般の女性たちが正しい情報の選択をする上で大きな問題になっている。

かかりつけ薬剤師(かかりつけ薬局)により
個々に即した双方向での情報提供

傾聴

説明

情報整理

看護師

かかりつけ薬
剤師

保健師

理学療法士

助産師

管理栄養士



医療
機関

フィードバック

紹介



健康サポート薬局がその機能を担う

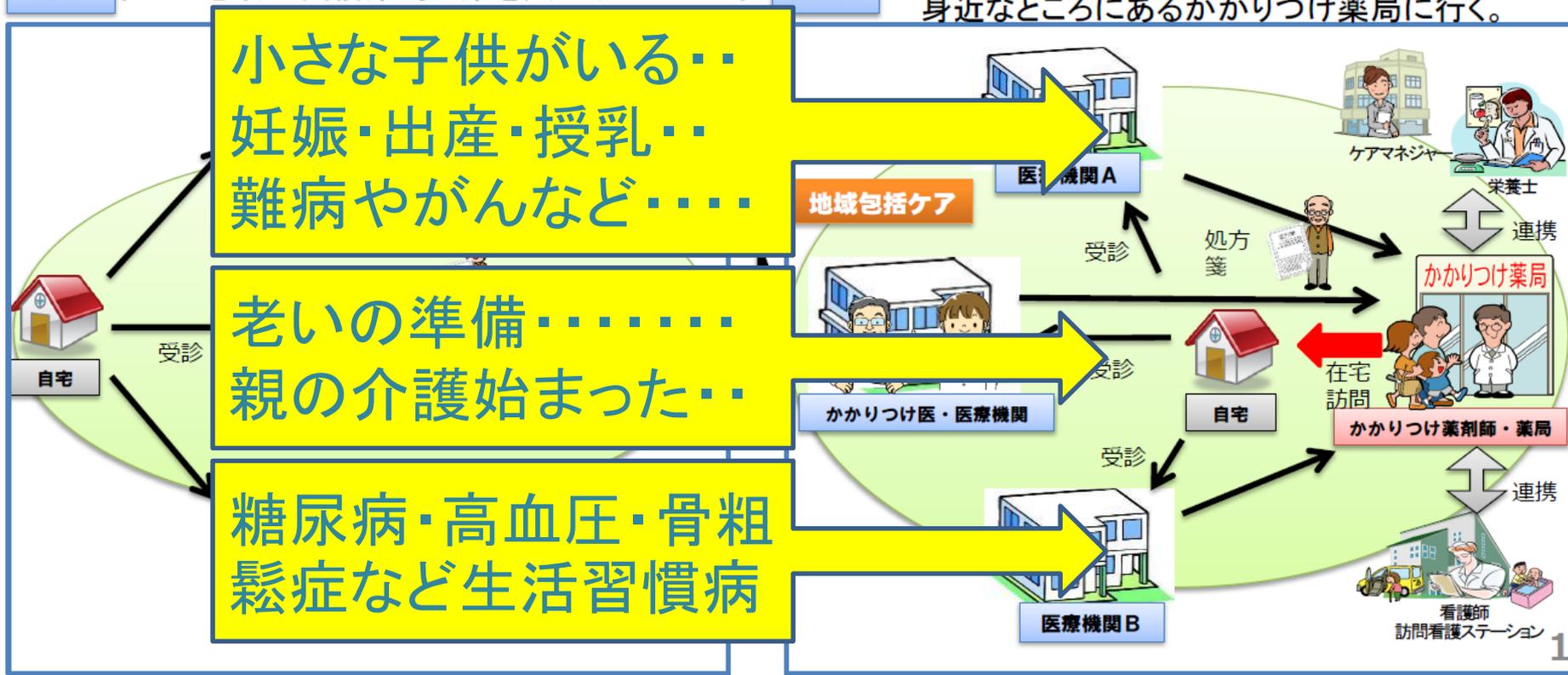
医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

今後の薬局の在り方(イメージ)

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。

今後 患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



かかりつけ薬剤師・薬局の 地域での役割について

～かかりつけ薬剤師・薬局の地域での役割について～

担当薬剤師をきめて
服薬情報の**一元的な把握**と

かかりつけ
薬剤師

いつもかかっている薬局の薬剤師さんの中から
自分で指名して、説明書を読んで、同意をします。
指名された薬剤師が、あなたのかかりつけ薬剤師となり
様々な場面で支援してくれる仕組みです。

入退院

救急車で
の搬送

医療施設
への受診

介護サービ
スが必要に
なったとき

健康サポート機能を有する薬局の機能について

健康サポート機能を有する薬局とは、

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、

地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局である。

- 例)
- ・医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う
 - ・健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付ける
 - ・必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関を紹介
 - ・**率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施**
 - ・**地域の薬局への情報発信**
 - ・取組支援等を実施

健康サポート機能を有する薬局を公表する仕組みを設けることで、地域住民の

認知度 ↑

健康度 ↑

健康サポート機能を有する薬局の機能について

- ・ 医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う
- ・ 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付ける
- ・ 必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介
- ・ 率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施
- ・ 地域の薬局への情報発信・取組支援等を実施

認知度 ↑

健康度 ↑

【通常薬局薬剤師が考えるプラン】

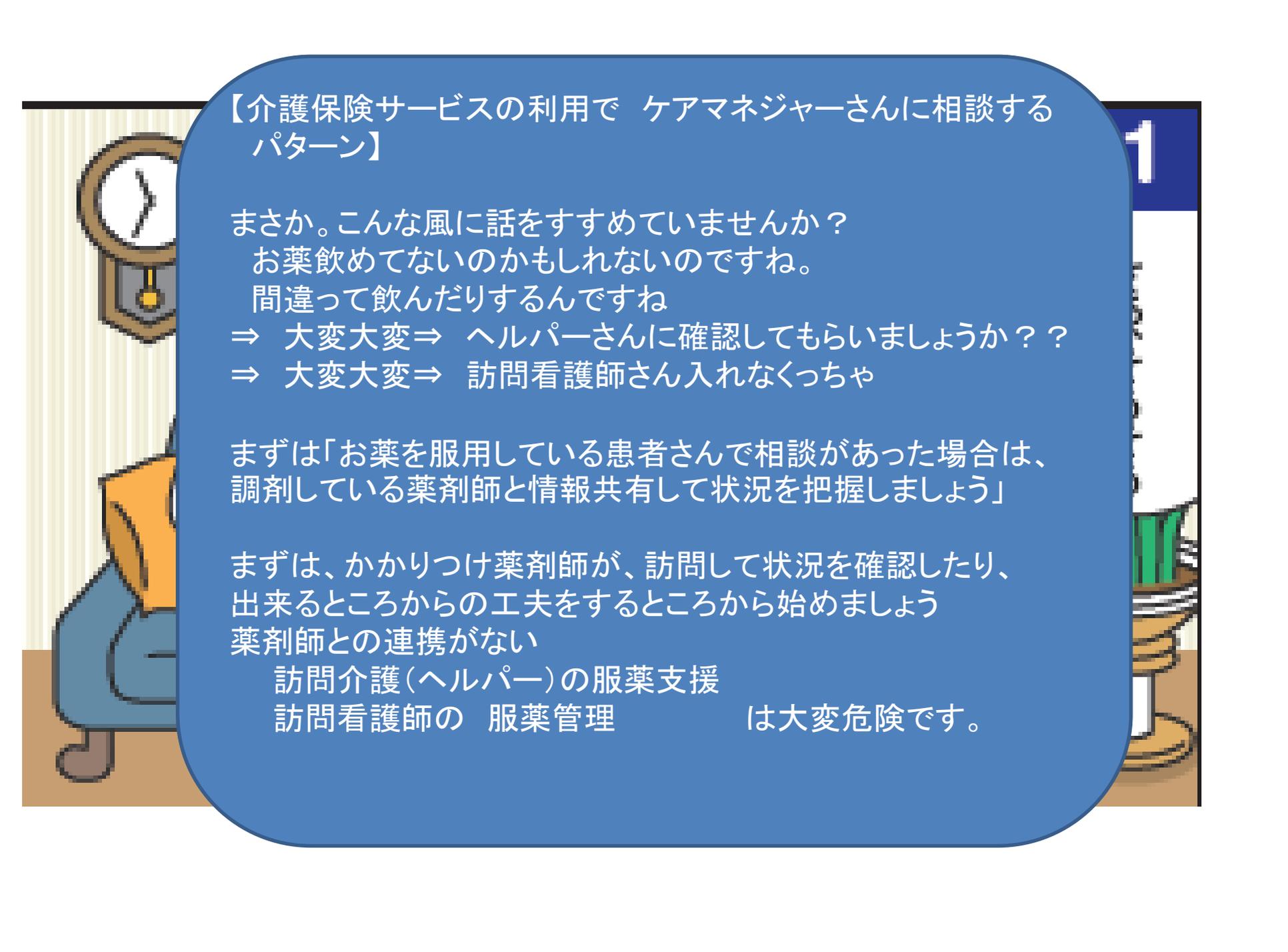
A子さん：

最近、どうも忘れっぽくなって、お薬飲み忘れてたり、同じ薬を2度飲んでしまったり・・・

B夫さん：

2人で済んでいるから気をつけなくっちゃね・・・

娘さん⇒ そうゆう時に 薬局で かかりつけ薬剤師さんが、薬のセットとか、カレンダーにいれてくれらたり、1週間ごとにもってきてくれて、わからない時や困った時に助けてくれるのよ
今の時代 すごくいい制度ができているから相談したらいいわ。



【介護保険サービスの利用で ケアマネジャーさんに相談するパターン】

まさか。こんな風に話をすすめていませんか？

お薬飲んでないのかもしれないですね。

間違っただけなんです

⇒ 大変大変⇒ ヘルパーさんに確認してもらいましょうか??

⇒ 大変大変⇒ 訪問看護師さん入れなくっちゃ

まずは「お薬を服用している患者さんで相談があった場合は、調剤している薬剤師と情報共有して状況を把握しましょう」

まずは、かかりつけ薬剤師が、訪問して状況を確認したり、出来るところからの工夫をるところから始めましょう
薬剤師との連携がない

訪問介護（ヘルパー）の服薬支援

訪問看護師の 服薬管理

は大変危険です。

医療連携の仕組み

生活の場



病院

患者さんは、もともと地域に住んでいて地域で生活している住民である。



必要
域に戻る為
の予防と慢性期区

診療所

訪問看護ステーション

薬局

介護事業所

手術部

看護部

薬剤部

理学療法リハビリ

栄養指導部

臨床検査部・放射線科